**第１回　大阪府障がい者差別解消協議会　議事録**

日時：平成２８年６月２９日（水）　午前１０時から午後１２時まで

場所：大阪赤十字会館　３階３０２会議室

出席委員

　嵐谷　安雄　　（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

　大竹　浩司　　（公社）大阪聴力障害者協会会長

　小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

　小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻特別支援教育実践センター長教授

　倉町　公之　　（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

　坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

　柴原　浩嗣　　（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

　下村　喜幸　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学教育福祉学類長

　髙橋　あい子　（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長

　坪田　真起子　（社福）大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

　中内　福成　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事

　西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

　久澤　貢　　　（社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

　吉川　和夫　　学校法人大阪初芝学園初芝立命館高等学校教諭

大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

　與那嶺　司　　神戸女学院大学文学部総合文化学科准教授

　◎　会長

オブザーバー

　山田　和弘　大阪法務局人権擁護部第二課長

　村田　泰弘　大阪労働局職業安定部職業安定対策課長（代理：岩津　善昭課長補佐）

　清水　俊博　近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長

　森口　孝彦　泉大津市健康福祉部障がい福祉課長

　杉田　庄司　豊能町生活福祉部住民人権課長

○事務局　定刻になりましたので、ただ今から、「第１回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。

　委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

　まず、開催にあたりまして、障がい福祉室長より、ごあいさつを申し上げます。

○事務局　皆さん、おはようございます。今、紹介をいただきました大阪府福祉部障がい福祉室長でございます。よろしくお願いします。「第１回大阪府障がい者差別解消協議会」の開会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

まずは、熊本県を中心に発生しております一連の地震で、お亡くなりになられた方々に慎んでお悔みを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、１日も早い復旧・復興を願っているところでございます。

　改めまして、委員の皆さまには、日ごろから大阪府の障がい福祉行政の推進に、格別のご理解・ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。また、何かとお忙しい中、本協議会の委員を快くお引き受けいただきまして、本日会議に出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。

　さて、大阪府では、平成２５年１１月に設置いたしました差別解消部会における約２年間にわたる検討結果等を踏まえまして、啓発活動、それから条例に基づく相談・紛争の防止解決の体制整備、この２つを車の両輪といたしまして、差別解消に取り組むこととしておりました。この４月の障害者差別解消法と同時に、大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例、障がい者差別解消条例でございますが、これを施行したところでございます。

　本協議会は、この条例に基づきまして相談・紛争の防止解決にあたる知事の附属機関として設置するものでございますけれども、さまざまなご意見を踏まえまして、条例の附則におきましては、法律上努力義務とされております民間事業者の合理的配慮の実施状況について、特に留意することや必要があると認めるときは、条例施行後３年以内においても、速やかに当該配慮の義務付けの在り方も含めた見直しを検討することと規定をしているところでございます。これを受けまして、府や、市町村に寄せられました相談事例の分析・検証を行う必要がありますことから、本日は、このあと具体的な分析等の行う指標につきまして、ご提案をさせていただく予定としております。

　大阪府では、これまでも障がい者差別解消ガイドラインを策定するなど、誰もが暮らしやすい、共に生きる社会づくりを目指してまいりましたけれども、残念ではございますけれども、依然として障がい、あるいは障がい者に対する理解不足などによりまして、障がいのある方々が、日常生活の中で、嫌な思いをされているほか、差別を受けたと感じておられる、こういう実態もございます。

　委員の皆さま方におかれましては、本協議会におきまして、まずは、今の大阪府の障がいを理由とする差別に関する状況をしっかりと把握していただいたうえで、府民が共に理解し合い、話し合い、考えることのできる差別解消の取り組みを今後どのように進めていけばよいか、それぞれの専門的な力、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、本日ご出席の委員の皆さまを、司会のほうから、ご紹介させていただきます。なお、差別解消協議会の委員でございますが、大阪府障がい者差別解消条例第８条第２項の規定によりまして、皆さまに委員就任を依頼させていただきました。委嘱状は、机に置いておりますので、ご確認をお願いいたします。

　それでは、ご出席の委員をご紹介させていただきます。委員の次に、オブザーバーの記載がございますが、オブザーバーにつきましては、このあとの議題でご提案させていただきます運営要領案の承認を得まして、正式に本会議のオブザーバーとして、ご出席いただくこととなりますが、ここでは委員とご一緒に、ご紹介させていただきます。

　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長　嵐谷委員です。

　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長　大竹委員です。

　関西鉄道協会専務理事　小田昇委員です。

　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻特別支援教育実践研究センター長（教授）　小田浩伸委員です。

　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長　倉町委員です。

　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長　坂本委員です。

　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長　柴原委員です。

　日本チェーンストア協会関西支部事務局長　下村委員です。

　大阪府立大学教育福祉学類長（教授）　関川委員です。

　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長　高橋委員です。

　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長　坪田委員です。

　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事　中内委員は、遅れてご到着の予定と伺っております。

　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長　西尾委員です。

　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長　久澤委員です。

　学校法人大阪初芝学園初芝立命館高等学校教諭大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員　吉川委員です。

　神戸女学院大学文学部総合文化学科准教授　與那嶺委員です。

　大阪法務局人権擁護部第二課長　山田オブザーバーです。

　大阪労働局職業安定部職業安定対策課長　村田オブザーバーの代理で、岩津課長補佐です。

　近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長　清水オブザーバーです。

　市長会代表　泉大津市健康福祉部障がい福祉課長　森口オブザーバーです。

　町村長会代表　豊能町生活福祉部住民人権課長　杉田オブザーバーです。

　なお、本日、一般社団法人大阪精神科病院協会会長河﨑委員、弁護士辻川委員、株式会社ＫＯＴＯＹＡ代表取締役豊田委員、一般社団法人大阪府医師会藤森委員は、ご欠席です。

　また専門委員につきましては、本日一覧表を配布しておりますので、よろしくお願いいたします。

　なお、現在の委員は次第の裏面、点字版では次第の３ページ以降の名簿のとおり２０名でございます。本日は、過半数である１５名の委員にご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

　続きまして事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

　次第

　配席表

　大阪府障がい者差別解消協議会委員名簿

　専門委員名簿一覧

　資料１－１　大阪府障がい者差別解消協議会運営要領（案）　ホチキス左肩留め

　資料１－２（参考）　大阪府障がい者差別解消協議会について（構成と担任事務）

　資料１－３　合議体を構成する委員及び専門委員について（案）

　資料１－４　当面の合議体の運営について（案）

　資料１－５（参考）　大阪府障がい者差別解消条例における相談と解決の流れ

　資料２　障がいを理由とする差別の解消に向けた体制整備の状況　ホチキス留めをしておりまして、一番後ろにＡ３の紙を折り込んでおります。

　参考資料１－１　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

　参考資料１－２　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

　参考資料２　大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第１版）

　参考資料３－１　大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（大阪府解消条例）

　参考資料３－２　大阪府障がい者差別解消協議会規則（解消協規則）

　参考資料３－３　大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（条例施行規則）

　参考資料４－１　大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び同要綱

　参考資料４－２　大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び同要綱

　参考資料４－３　大阪府警察障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応規程及び同要綱

　参考資料は、ファイルに綴じて置かせていただいておりますので、ご議論の際に、適宜ご参照いただければと思います。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

　次に、大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、今回も原則として公開としております。また、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容を、そのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了承いただきますよう、お願いいたします。

　さらに、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるように、ゆっくりと、かつはっきりと、ご発言をお願いいたします。

　点字資料は墨字資料とページが異なります。また図表はございませんので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には具体的な箇所を読み上げる等ご配慮をお願いいたします。

　それでは議事に入らせていただきます。議題１、「会長の選出について」です。大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第１項の規定により、協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となることとしております。

　当規則第４条第１項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとなっておりますが、現時点では、まだ会長が選出されておりませんので、選出されるまでの間、議事進行につきましては、事務局で進めさせていただきます。

　大阪府障がい者差別解消協議会規則第４条第１項の規定により、選出は委員の互選となっております。会長の選出について、どなたか、ご意見はございますでしょうか。

○委員　今回の委員長につきましては、公正中立的な立場で、幅広い見識をお持ちで、これまで差別解消部会の部会長として努めてこられました関川委員が最適ではないかと、ご推薦申し上げます。以上です。

○事務局　ただ今、会長に関川委員を推薦するご意見をいただきましたが、ほかの委員の皆さま、いかがでしょうか。

○全員　異議なし。

○事務局　関川委員におかれましては、ご了解いただけますでしょうか。

○関川委員　はい。

○事務局　それでは、関川委員に本協議会の会長をお願いしたいと存じます。会長席への移動を、よろしくお願いいたします。

　それでは関川会長に、以後の議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○関川会長　会長就任にあたり、一言ごあいさつをさせていただこうと思います。会長のご指名でございますけれども、丁寧に議事進行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　この間、差別解消部会から引き続き、委員をお願いしている先生がおられますけれども、条例制定にあたりまして、非常にタイトなスケジュールで、一時は私自身、府の職員の方と協議をさせていただいて、これは難しいかと、どう考えてもスケジュール的に間に合わないのではないかというふうに思った時期が、９月、１０月とございましたけれども、委員の皆さま方のご協力、ご支援に支えられて、そして一番大きかったのは、委員の何事にも旬がある。４月１日の条例制定を逃したら、タイミングを失うのではないかという話もあり、至急事務局と調整させていただき、最終的に条例制定にこぎつけることができました。

　何より大きかったのは、この４月からの法施行にあたって、大阪府における差別解消に向けた実施体制に法律上の根拠を具体的に与えることができたということの意義は、とても大きなものがございます。啓発及びガイドライン、この２つを車の両輪として、着実に差別解消の取り組みを、大阪府下全体に進めていくことが大切であろうと思っております。そうした観点から、この条例を改めて評価すると、大変大きな意義があると思います。

　しかしながら、部会の議論を振り返っていただき、あるいは府議会の条例審議にあたっての附帯決議も踏まえながら課題は少なからずございます。こうした宿題をこの差別解消協議会で丁寧に議論させていただきながら、より実行ある条例に育てていく時期がこの数年必要なのではないかと思っております。その条例施行の実施状況の検証及び条例改正へ向けた、皆さま方の貴重なご意見をいただきながら、改めて皆さんと一緒になって考えてまいりたいと思いますので、ご協力を、よろしくお願いいたします。

　続きまして、当会議規則第４条３項の規定に基づき、会長に事故があるとき、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理するとございます。職務代理者の指名をさせていただきたいと思います。この代理人につきましては、幼稚園から高等学校、特別支援学校における「わかる授業づくり」に関する実践研究の第一人者でおられ、教育分野で幅広い知識と経験をお持ちになっておられる小田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○全員　異議なし。

○関川会長　こちらのほうに、よろしくお願いいたします。

○小田委員　失礼します。職務代理者という大役を仰せつかりました。私は、先ほどご紹介いただきましたように、教員、そして行政、そして研究職ということで、障がいのある子どもの教育に三十数年関わってまいりました。その経験を活かして、本協議会に関わらせていただけることを、大変光栄に思っております。

　少しでも、お役に立てるように、私自身も勉強しながら進めていけるように尽くしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○関川会長　それでは、早速でございますが、お手元の次第に従って、議事を進めてまいりたいと思います。

　議題１の会長選出は終わりましたので、議題２、「大阪府障がい者差別解消協議会の運営について」、事務局から、ご説明いただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　この議題につきましては、大きく３点お諮りさせていただく項目がございます。まず１点目が、資料１－１、運営要領（案）についてでございます。２点目が、資料１－３の合議体を構成する委員及び専門委員について（案）。３点目が、資料１－４当面の合議体の運営について（案）となります。

　まず１点目、本協議会の運営要領（案）、資料１ー１について、ご説明いたします。この度、大阪府におきます差別解消の取り組みを推進するため、新たな知事の附属機関としまして、本差別解消協議会を設置させていただき、本日が第１回会議の開会となります。

　この協議会の運営に関する基本的事項、例えば組織に関する事項であるとか、会長選出方法、職務、定足数などにつきましては、この協議会の設置根拠であります大阪府附属機関条例に基づきまして、大阪府障がい者差別解消協議会規則において、知事が定めております。

　さらに運営に関する具体的な取り決めなどにつきましては、協議会規則第１０条に基づきまして、会長が定めることとされております。このため協議会が、合議体の会議の運営に関する具体的なルールにつきまして、この運営要領というかたちで定めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは資料１－１、運営要領（案）をご覧ください。まず第１条の趣旨でございます。第１条では要領策定の趣旨を述べさせていただいております。最終的には、協議会規則第１０条に基づき、会長決定となりますけれども、それに先立ちまして、本協議会にお諮りさせていただき、それを踏まえて会長決定とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　第２条、会議についてでございます。点字版では、１ページ下段から２ページ上段にかけて記載しております。協議会会議を開催するにあたりまして、会議は委員で構成する旨を明記しております。つまり会議の定足数や、評決数の基礎となるのは、委員の数となります。専門委員を、この協議会においた場合は、専門委員は、会長の求めに応じて会議に出席し、専門事項について報告や意見を述べるものとしております。

　第３条、オブザーバーとなります。点字版では、同じく２ページとなります。解消協議会は、差別解消法第１７条の規定に基づく、支援地域協議会の機能を合わせ有すると、差別解消条例で規定しております。この支援地域協議会の役割りは、国の機関や市町村との連絡、調整も期待されているところでございます。このため、国の機関や市町村の代表の方をオブザーバーとしてお迎えできるよう明記するものでございます。

　第４条、文書による意見の開陳でございます。点字版では、同じく２ページとなります。協議会の運営は、委員の議論や意見交換を基本に行われるものですけれども、必要と認められる場合は、会長の許可を得て、文書により意見を明らかにすることができる旨を明記したものでございます。

　続きまして第５条、意見の聴取でございます。点字版では、２ページ下段から３ページ上段に記載しております。差別解消については、幅広い分野を対象としておりますことから、協議会での審議をより充実するため専門的な知見を有する関係者を参考人として招へいして、意見を聴取することが必要な場合も想定されます。このため参考人からの意見を聴取することができる旨の規定を設けるものでございます。

　第６条、委員の除斥についてでございます。点字版では、３ページ中段から４ページ中段にかけて記載しております。協議会は、合議体のあっせんが不調に終わり、それを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、知事に対して勧告を行うよう求めることができることや、さらに正当な理由なく勧告に従わない場合は、知事は実質的な制裁措置となります公表を行う際に、この協議会にその是非について意見を求めることとされております。このため、仮に委員の方が紛争当事者である場合、公平な判断が下しにくい、また下してもその証明が困難であり、また誤解を招く恐れがあるといったことから、委員の除斥に関する事項の取り決めをさせていただきたいと考え、要領（案）に盛り込ませていただいております。

　第７条、傍聴人に対する指示、点字版では、４ページ下段に記載しております。傍聴人が会議の進行を妨害する行為だと認められるときは、会長は、傍聴人に対する秩序維持権の行使ができる旨を明記したものでございます。

　第８条、合議体を構成する委員等の指名の特例でございます。点字版では５ページとなります。この条は、合議体を構成する委員等の指名に関する特例の取り決めをさせていただきたいと考え、要領（案）に盛り込ませていただいております。合議体の会議は、会長が指名する５人をもって構成すると協議会規則で規定されておりますが、その前提としまして条例の規定により、まずは事前に協議会が指名するものの中から選出する必要がございます。しかし、協議会の開催とタイミングが合わない時期に、委員の交代等があった場合は、追加で協議会を開催して指名を行うべきものですけれども、指名のみを行う協議会を開催することには時間的な課題もございます。

　このため、三つのケースに分けて特例を設けさせていただきたいと考えております。まず、第１項ですが、団体からの推薦を経て任命した委員の交代に関しては、前任と後任の間に、継続性があると考えられますので、この場合は引き続き協議会が指名したものとみなす取り扱いとさせていただきたいと考えております。

　続きまして、第２項ですけれども、団体からの推薦ではない委員の交代に関しましては、継続性は認められませんので、この場合、委員の先生方に文書を回して賛否をお伺いし、協議会の会議に代えさせていただきたいと考えております。

　第３項ですけれども、専門委員会に関しましては委員とは性格が異なりますので、専門委員を新たに任命したときは委員の先生方に文書をお回しして賛否をお伺いすることで、同じく協議会の会議に代えさせていただきたいと考えております。

　続きまして、第９条合議体の会議の開催になります。点字版では、６ページから７

ページとなります。第１項は、合議体の会議は会長が指名する５人で構成することを明記しております。

　第２項では、会長が５人を指名するにあたっての基本的な考え方を明記させていただいております。つまり指名にあたりましては、その都度、審議事案の内容等を勘案しまして、指名を行うとしております。

　第３項は協議会の運営において規定しております第４条の文書による意見表明であるとか、第５条の参考人等による意見の聴取、第６条の委員の除斥に関する規定につきまして、合議体にも準用する旨を規定するものです。この第３項におきましては、準用するための技術的な読み替えも合わせて行っております。なお、第４項では、第６条の準用による委員との除斥を行った場合、会長は追加の構成員を再度指名する旨を規定しております。

　第１０条、合議体欠席の取り扱いです。点字版では８ページとなります。合議体の会議の審議を、少人数の委員等が直接、議論を深め、合意点を導き出すもので、合議体の性格から、直に議論を行うことが極めて重要であると考えております。このため議論に参加できない欠席委員等は、委任により議決等に加わることはふさわしくないと考えられますので、そういった取り組みをさせていただきたいと考え、要領（案）に盛り込ませていただいております。

　続きまして第１１条、会議の非公開になります。点字版では、８ページ中段となります。合議体は、あっせんや相談事例の検証を行う際に個人情報を取り扱うことになります。このため府の情報公開条例第９条第１項に規定する個人のプライバシーに関する情報の公開禁止に該当することから、非公開とすることを明記させていただきたいと考えております。また条例では、紛争の解決を緩和し、実行性を確保するための最終的な手段としまして、公表を位置づけさせていることからも、正当性の観点から公開はなじまないと考えております。

　続きまして第１２条、会議録でございます。点字版では、８ページ下段から９ページとなります。第１２条では、協議会や合議体とも会議録を作成することを明記しております。協議会の会議録は、原則公開といたしますけれども、公開することが、公平かつ中立的な審議に支障を及ぼす恐れがあると認めるときは、全部または一部を非公開とすることができるとさせていただきたいと考えております。

　なお、第４項に関わる分ですけれども、合議体の会議録につきましては、会議自体が非公開とさせていただきますので、会議録につきましても非公開とさせていただきたいと考えております。

　要領（案）最後になりますけれども、第３条に規定しますオブザーバーの構成メンバーを掲げさせていただいております。国の機関から、大阪法務局、大阪労働局、近畿運輸局から、ご参加いただくこととしております。また市町村からは、市長会と町村長会の代表の方にご参加いただくこととしております。

　なお、冒頭司会から申し上げましたが、本日はあらかじめ出席をお願いしておりますので、ご了承お願いいたします。

　以上、ご提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○関川会長　当協議会の運営にあたりましては、解消協議会規則第１０条の規定に基づき、運営要領を定めるとあります。その内容について、事務局より説明がございました。この運営要領（案）につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

　はい、どうぞ。

○委員　第９条の合議体の会議の開催の２項、会長は協議会どうのこうのとあって、その都度審議事案の内容等を勘案し、指名を行うものとするの、この指名なんですけれども、指名されるときは事前に打診があるのかどうかということと、断ることは可能かどうかということと、この指名を行う方法は口頭か文章かどうかというところをご回答いただけませんでしょうか。

○関川会長　事務局より、ご回答ください。

○事務局　指名は規則に基づいて会長が行うことになっておりますけれども、事務的には、事前に調整はさせていただきたいと考えております。また、指名は、具体的には文書等でご指名させていただきたいと考えております。以上でございます。

○関川会長　断ることができるのかというのは、あえて断ることはできる。

○事務局　それは、また、いろいろ事務的な手続きの中で事案におきまして、ご相談させていただく中で、調整させていただければと考えております。

○関川会長　はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、当協議会の運営要領につきましては、事務局提案のとおりとさせていただこうと思います。本案のとおり、障がい者差別解消協議会運営要領を定めることにさせていただきたいと思います。あと、細かな文字の修正は、このあとも若干考えられますので、文字の修正については、会長に一任いただけないでしょうか。

　続けて合議体に関する資料１ー３から１－５がございます。これについて、事務局より、ご説明ください。

○事務局　それでは、議題２の２点、「合議体を構成する委員及び専門委員について（案）」、これは資料１ー３になります。それから当面の合議体の運営について、これは資料１ー４になります。これを合わせて、ご説明させていただきます。

　まず、資料１ー３「合議体を構成する委員及び専門委員について（案）」でございます。ただ今、運営要領（案）のご説明の中でも触れさせていただきましたけれども、合議体の会議は、会長が指名する５人をもって構成すると、協議会規則第６条第１項で規定されております。

　その前提としましては、条例第８条第５項の規定によりまして、この協議会におきまして、合議体の構成員となりうるメンバーを指名する必要がございます。つまり、協議会が指名したものの中から、会長が５名を指名して、実際の合議体は開催されるという出題になっております。

　本日は、委員と専門委員の名簿をお配りしておりますが、その全員を、条例第８条第５項の規定する協議会の指名とさせていただきたいと、ご提案申し上げます。よろしくお願いします。

　なお、事務局におきましては、合議体が広範な分野に対応できるよう、引き続き、新たな専門委員の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それが、資料１ー３でございます。

　続きまして、資料１－４「当面の合議体の運営について」、ご説明させていただきます。条例上、合議体の役割は２つございます。１つは、紛争事案の解決を図るためのあっせんを行うものです。これにつきましては、便宜上、「あっせん実施型の合議体」と呼ばせていただきます。

　もう１つは、広域支援相談員への助言を行い、相談状況の総合的な分析・検証を行うものです。これにつきましても、便宜上、「助言・検証実施型の合議体」と呼ばせていただきます。あっせんが必要な事案が発生すれば、当然、「あっせん実施型の合議体」を開催させていただきますが、当面の合議体の運営につきましては、相談事案の分析等を行い、差別解消の取り組みを検証する「助言・検証実施型の合議体」を開催させていただきたいと考えております。この「助言・検証実施型の合議体」の運営につきましては、なにぶん、初めての合議体の運営となりますので、ここは、大変ご負担をお掛けいたしますけれども、会長に合議体の長をお願いさせていただきたいと考えております。

　また、他の構成メンバーにつきましては、学識の委員の先生方を中心に構成するとともに、少なくとも、この合議体には、１名は、障がい者関係の委員などの先生方に、ご参加をいただきたいと考えております。

　今後のスケジュールにつきましては、７月下旬に、第１回の合議体を開催させていただき、年度末までに合計７回を予定させていただきたいと考えております。

　個々の合議体における具体的な検証分野等につきましては、相談事例の収集状況に応じまして、会長とご相談させていただきたいと考えております。

　以上、当面の合議体の運営につきまして、ご提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○関川会長　はい、ありがとうございました。

　資料１ー３ですけれども、合議体については、これを構成する委員及び専門委員について、協議会で示す手続きが必要になると。今回改めて、そのメンバーを、お手元の委員名簿、そして専門委員名簿を、そのリストとして確認させていただきたいということでございます。

　具体の合議体については、この委員名簿及び専門委員名簿の中から指定させていただいて、運営していくということでございます。そして実際の合議体を開催するにあたって、私のほうから相談事例によって、この中から５名の方を指名し組織して、会議を運営してまいりたいということです。

　現時点で、専門委員のリストを付けさせていただいておりますが、扱う事案によっては、適切な方が見当たらないということも実は想定されておりまして、今後とも事務局で、もう少し専門委員を探していただく努力をしていただく必要があるかと思います。専門委員の追加につきましては、改めてこの協議会でお諮りさせていただこうと思います。

　引き続いて、資料１ー４、「当面の合議体の運営について（案）」でございますけれども。

○委員　資料１ー３で、いいですか。

○関川会長　はい、どうぞ。

○委員　資料１ー３でございます。②番のところですが、委員及び専門委員全員の指名を本協議会で確認するとあるんですけれども、以前５月末までに、大阪府障がい福祉課福祉室長宛に、団体からの推薦をくださいという回答の中に、合議体への参画の可否の欄があったんです。その可否の意志は、尊重されるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんです、否の場合ですね。

○関川会長　委員も合議体のメンバーに選ばれる可能性がある旨のリストになっているけれども、当初の可否では、おそらく合議体には参加できないという意志を表明されている方が、委員の中におられるのではないか、その場合の取り扱いはどうかということなんですが、この点は、いかがですか。

○事務局　事前に合議体参加のご意志については、お聞きしておりますけれども、当面は、先ほどご説明させていただきましたけれども、実際の合議体の構成員に、会長が指名させていただくときは調整させていただきますけれども、この場では、委員と専門委員、協議会の条例に基づく指名のときは、全員をさせていただきたいと思います。

　また具体的な合議体の構成に関しまして、先ほど、ご説明したとおり、個々に、また、ご相談させていただきたいということで考えております。

○関川会長　合議体を具体に構成するときの委員にあたっては、今回、委員及び専門委員のリストに入っておられる方についても、事前に丁寧に説明いただき、ご協力いただける方に限って構成させていただくというふうに運営してまいりたいと考えております。

　取りあえず、委員として、私どもが指名できる方の範囲を、このリストで確定させていただくことによって、協議会による指名に代えたいと思っております。いかがでしょうか。

　改めて、この合議体ですが、もう既に、幾つか相談案件も挙がってはおりますが、「あっせん実施型の合議体」が、開催が必要な事例などは、まだ伺っておりません。当面広域専門委員の方々のレベルで調整していただくうえで、必要となる「助言・検証実施型の合議体」を、７月以降、月１回程度開きながら、紛争解決の基本的な考え方などを整理してまいりたいと思います。相談事案の分析や差別解消の取り組み検証なども行ってまいりたいと思います。

　合議体はその性格から当面は私のほうで長をさせていただきながら、残りのメンバーを学識経験者の委員及び専門委員を中心に指名させていただき、少なくとも１名の方の障がい者関係委員の参画を得たいと思っております。

　合議体に関して、今、事務局からの説明について、ご質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員　まず、合議体が２種類あるということで、「助言・検証実施型の合議体」を、毎月、当面７回実施していくということは、非常に大切なことだと思っています。

　それと同時に、ここの５名に限られるということで、少なくとも１名の障がい者関係委員ということになっていますので、ここにもたくさん障がい関係からの委員がいます。そうしますと、一人１回ぐらいの正式参加になるのかと思うんですけれども、いろいろな、この差別解消の取り組みの検証を、やはり見守っていくというか、学んでいきたい、見識を高めていきたいという部分がありますので、それが見学なのか、視察なのか、何らかの形で参加できることはできないかということが、１つ希望としてあります。

　ただ、謝金が出るということが規則になっていると思いますので、あまりそれがたくさんになると、予算の関係も出て、回数が逆に開けないというのも、また困ったものですので、自主的な参加と言いますか、そういう形でも、先ほど言いました何らかの形、視察等で、委員が、その場にいるということができるようにしていただけたらありがたいと思っています。

○関川会長　そのほか、ご質問、ご意見は、ございませんでしょうか。

○委員　この②の「助言・検証実施型の合議体」のところで、事例の検討という形で進められると思います。その事例の検討をどのようにしていくのかということを、人権相談でやっております事例なんかを基にしながら意見を述べたいと思います。

　私どもは、大阪府の委託を受けまして、人権相談の窓口の設置と、それから人権相談の集約を進めております。どのように進めておるかと言いますと、年度初めに大阪府の私どもの窓口と市町村の人権相談の窓口に相談件数の照会と、それから特に検討したい相談事例を集約させていただいております。

　相談事例につきましては、フォーマットを決めて、その形で集約をしています。そのような形で、フォーマットを定めて事例を整理していくということが、検討を重ねるときには非常に重要になってくると思いますので、そのような形でフォーマットを決めながら事例を整理していったらどうかと思います。

　私どもは、市町村からの相談事例を集めておりますけれども、この広域支援相談員の事例ということですので、市町村の事例は集約されるのかどうか、それは、今後、検討するなり、市町村の取り組みの状況も踏まえて検討したらどうかと思います。

　事例の検討につきましては、人権相談では、４つのブロックに分かれまして、事例研究会を行っています。そこに事例を基に検討するんですけれども、そのときには、その事例を整理するのと、プライバシーに配慮して公表してもいい内容に加工して、事例研究会で検討するという形にしています。

　また、そこで出された課題は、全体に広げるということで、年度の終わりに相談フォーラムという取り組みをしておりまして、そこで特徴的な相談など課題を設定して交流するようなことにもなっております。

　今年度は、その相談フォーラムを、障がい者差別とか、障がい者支援についての相談を中心テーマで検討しようかという形で準備をしております。

　このような取り組みをしている観点から、この相談事例を分析・検証するという場合に、きちんとフォーマットを決めて、事例を集約、積み重ねていくという、そういうことを大事にしていったらどうかと思います。

　特に、これだけ合理的配慮をしているけれども、実際、なかなか理解を得られないとか、そういう難しい事例というのが、やはり広域支援相談員のところに来ると思いますので、そういうところをきっちりと事例として、議論をして、積み重ねられるように、合議体ですので、関係者が十分に議論ができるような形で、この事例の集約と分析、検証ということで進めていけるような仕組みを、これからつくっていく必要があるのではないかと思います。

　以上、要望と言いますか、これから取り組んではどうかということで、意見を述べさせていただきました。

○関川会長　ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、まずは合議体を構成する委員専門員の指名については、事務局提出の２つの委員及び専門委員名簿から指名をするということで、ご了解いただけますでしょうか。これで、合議体を構成する委員及び専門委員の指名がなされましたので、今後は、本日指名した方及び今後、新たに確保される専門委員の方で手続きを経て、協議会が指名したものとされる中から合議体を７月から毎月開いてまいりたいと思います。

　委員のご提案については、このあと事務局より回答をいただくとして、委員がおっしゃっていただいた、資料１ー４及び１ー５の合議体の運営における事例検討の在り方に関して、これについて事務局より、もし回答することがございましたら、お願いいたします。

○事務局　今、委員からフォーマットの整理など、さまざまな検証について、ご意見をいただきました。大変ありがたく聞いております。また、フォーマットも一度見せていただきまして、活用させていただければと考えております。

　それから、おっしゃるとおり市町村との連携も大変重要になってきますので、われわれとしましては、何らかの形で市町村との勉強会は、そういったものも、今後企画しながら、事例のいろんな集積を活用しまして、より市町村が連携しながら差別解消の取り組みを進められていくよう、大阪府も率先して行ってまいりたいと思いますので、今後とも、さまざまなご助言等を賜ればと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○関川会長　検証した内容につきましても、市町村にフィードバックできるように、機会を設けていただくと、大阪府下全体に、障がい者差別についての理解が広まると思いますので、合わせて検討をお願いいたします。

　それでは、もう１つの案件で、委員から、部会合議体構成委員以外の方が、今回、指名されたリストの委員及び専門委員も含むのでしょうか、委員ですね。委員の方から、内容を知りたいので、視察、あるいは見学ができるようにしてほしいというご提案がありましたが、これについて事務局、お考えが、もしありましたら、ご説明ください。

○事務局　先ほど運営要領につきしては、おおむねご了解をいただいたところでございますけれども、当面の合議体の運営について、ご審議いただく中で、ただ今、委員から、大きくは２点のご意見を頂戴いたしました。

　整理させていただきますと、まず１点目につきましては、相談状況の分析や検証を行う合議体において、個別の合議体に指名されていない委員が合議体を見学、また視察することで、今後の議論の内容や経過等を理解して、認識を共有して、委員自身の知見も高めることにつながるのであると。そのことは、今後の協議会の円滑な運営や議論の充実を図る観点からも有意義であるという、お話であったかと思います。

　もう１点は、この計画なり視察におきまして、報酬や旅費は、ご辞退してはどうかという、お話だったかと思います。

　まず１点目につきましては、今の要領（案）を、もう一度事務局で確認しましたところ、要領（案）に視察という形、視察が可能となる文章も追加することができるのではないかと考えております。具体的には、要領第９条の合議体の会議の開催、点字版では、６ページから７ページとなります。この要領第９条におきまして、新たに１項目追加させていただきまして、合議体を構成する委員以外の委員は、会長の許可を受けて、先ほど申し上げました「助言・検証実施型の合議体」を視察することができる旨と、また視察する委員は、やはり合議体の、個人情報等を取り扱いますので、条例第８条第７項に規定する守秘義務が適用される旨を規定することが必要かと考えております。

　さらに、もう１項目追加しまして、合議体を視察する委員は、その合議体を開催しているときは、合議体の長が、その合議体を掌理しておりますので、合議体の長に従う旨を追加することにしてはどうかと考えております。

　次に、２点目の報酬や旅費のご辞退についてでございます。事務局としましては、報酬や旅費のご辞退につきまして、委員自らおっしゃっていただきまして、大変忍びない思いでございます。もし、お言葉に甘えさせていただきますと、これを整理させていただきますと、お金がないことを理由にはできませんので、委員の報酬は、会議にご出席いただき、高い専門性や識見を背景に、ご審議にご参画していただくことで発生するものと考えております。

　大変恐縮でございますけれども、このたび、視察という形は、委員の職務の一環ではございますけれども、視察のみでは、委員としての職務を完成しているとは、言い難いという理由で、報酬や旅費については、ご辞退していただくという形で、この協議会で申し合わせをお願いできればと考えております。

　ご了解いただけましたら、この申し合わせにつきましても、協議会規則第１０条に基づきまして、会長が決定する決定事項に、位置付けさせていただければと考えております。

　ただ今、申し上げた趣旨を、もし、ご了解いただけるのでしたら、事務局で整理しまして、ご確認につきましては、会長に、ご一任させていただければと思います。なお、最終の会長と決定した文書等につきましては、皆さまに、お送りさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○関川会長　ただ今の事務局の説明について、運営要領の一部修正が必要になりますので、改めて、皆さまに、お諮りしたいと思います。

○委員　合議体の設置につきましては公表されるのですか、このような合議体を設置する、われわれ委員にも、知らせてもらえるのですか。

○関川会長　いかがでしょうか、具体の５名のメンバー、この案件について５名のメンバーが、こういう案件で合議体を行いますということは、その都度、委員に知らされるか。

○委員　そうでないと視察と言うんですか、それができなかろうと思います。

○関川会長　あらかじめ、具体で、何を議論するのかということを教えていただかないと、機会を逃してしまうことになると。

○事務局　委員の先生方には、どういった合議体で、どういった流れでやるということについては、お知らせしたいと考えております。

○委員　それで１つ質問ですが、資料１ー２の参考なんですけれども、構成の一番上段のところですが、オブザーバーのところに、国の機関（法務局、労働局、運輸支局など）と書いているんですけれども、これは運輸局ですよね。

○事務局　失礼しました、おっしゃるとおりでございます。

○関川会長　あとは、よろしいでしょうか。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。

○委員　合議体についてですが、その開催方法について２つあるということですね。あっせん実行型、もう１つが、助言・検証実施型ということでありますが、あっせん実行型という場合に、そのことの必要があるということと、その助言のほうにつきましては、当面という言い方なんですけれども、その年度末までに７回開催というふうに説明がありました。７回という根拠と言いますか、なぜ７回という回数になるのか、何らかのそういった根拠について、お伺いしたいということです。

○事務局　一応、この７回の根拠ですけれども、まず、この７回というのは、いわゆる「助言・検証実施型の合議体」を想定しておりまして、われわれは、差別解消ガイドラインのときに、６分野を設定させていただいております。それに、もう１回プラスということで、総括的な部分も必要かということで７回ということで考えております。

　これはあくまでも、実際の事例や、どういうふうな事例を抽出するのか分かりませんけれども、具体的には６分野が設定され、プラス総括的な部分として１回ということで、７回と考えています。

　まだまだ、このタイミング的には、最終的に、時期的には、毎月１回の開催が適当ではないかという考えと、また２月に、再度この協議会を、お集まりいただいて、その結果を、ご報告すると、ご審議いただくという形にしておりますので、そういったことも含めまして、７回と予定させていただいているところでございます。

○関川会長　そのほか、よろしいでしょうか。

○委員　今のご質問に絡めてなんですけれども、毎月１回７月の末から、その会を開催される予定だと。４月から、この広域支援相談員さんの活動も開始されていて、実際には、どのような内容の相談とかが挙っておられるのか、また初動の中からくるような相談の中身は、どのようなものか、お教えいただけたらと思います。

○事務局　まだ十分整理されているわけではございませんけれども、５月末までの時点で二十数件、広域支援相談員が対応した相談と事例がございます。

　中身的には、障害者差別解消法が始まったことで、問い合わせ的な内容とか、または具体的に不当な取り扱いであるとか、合理的な配慮の不提供に直接該当するというまではいきませんけれども、嫌な思いをしたといったケースも寄せられております。

　ただ、そこまでは５月までの話でございまして、今月６月は１件、盲導犬の入店拒否の電話相談がございましたけれども、その電話をされた方が、大阪市さんに電話をしたつもりで、大阪府の広域相談と聞くと、そのまま電話を切られてしまって、その後の対応ができなかったというのが１件ございます。

　中身的には、市町村からの支援要請ではなくて、ほとんどが直接、われわれの広域支援相談員の電話番号をお探しになって電話をされてきたというケースがほとんどでございます。以上でございます。

○関川会長　そのほか、よろしいでしょうか。委員のご提案につきましては、今、事務局に回答をいただいたとおり、資料１ー１を、一部文言追加、そして基本合議体は、紛争案件を扱いますので、プライバシーの問題もあり、非公開にする必要がございます。

　視察あるいは見学として参加をいただく場合でも、あくまで合議体の１委員として参加をいただくことになりますので、業務としての守秘義務が掛かっていることは、ご注意いただきたいと思います。

　私とすれば、この委員及び専門委員、全て合議体の委員になる立場にございますので、ガイドラインの具体的な判断基準の共通理解をつくるうえでも、ご参画いただくということは大歓迎でございますけれども、所定の手続きに従って、ご協力いただければ幸いでございます。

　また、報酬・旅費等の辞退につきましても、委員申し合わせとして徹底させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

　今の事務局の説明の細かな文言の定めにつきましては、私のほうと調整させていただいて、それを改めて、事務局から、このあとで、お知らせさせていただくということにしたいと思います。

　視察を希望される委員の皆さま方におかれましては、その所規定の決定事項につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、最後の議題でございます。議題３「障がいを理由とする差別の解消に向けた体制整備の状況について」、事務局より説明いただきたいと思います。

○事務局　それでは、資料２「障害者差別解消法施行後の市町村の状況等について」、ご報告させていただきます。

　資料２は、府内全４３市町村を対象に行いました調査結果でございます。まず、障がい者差別に関する市町村の相談窓口の一覧につきましては、点字版では、大阪市分と堺市分をはじめとする４２市町村分を別綴じさせていただいております。墨字版では、資料２にＡ３版の裏表で、添付させていただいております。

　府内全４３市町村とも相談窓口を設置しておりまして、この相談窓口の一覧につきましては、大阪府のホームページに掲載しているところでございます。

　それでは、調査結果の概要を、ご報告いたします。またこの調査は、府内全ての市町村を対象に、障害者差別解消法施行に際しまして、対応状況の概観を把握するために行いました。

　まず、調査事項１、事業者における差別事案に対しての相談及び紛争の防止等のための体制整備等についてでございます。調査事項１としましては、体制整備について、お聞きしておりますけれども、点字版では、１ページから２ページ上段となります。

　ここでは、（１）としまして相談窓口の運営形態について、直営なのか、委託なのか、または両方なのか、３つの選択肢から該当するものを１つ選んでいただきました。直営のみの設置につきましては、３４市町村７９％でございます。それから、委託のみで設置という市町村は、２市町村５％となります。直営及び委託での設置は７市町村、割合的には１６％となっております。この結果から、９５％の市町村は、直営の相談窓口を設置しております。また、窓口が委託のみの場合は、どういった形態かと申しますと、その委託先は基幹相談支援センターとなっているという結果でございました。

　次に、調査事項１の（２）としまして、相談窓口設置以外の体制整備について、お聞きしております。点字版では、２ページから３ページ上段となります。ここでは５つの選択肢から該当するものを、複数回答によりご回答いたしました。

　１つ目は、専門職の配置・活用。２つ目は、マニュアル等の作成。３つ目は、相談対応チームの設置・対応。４つ目は、庁内関係課と調整会議を組織・対応。５つ目は、対象分野の事業所と調整会議の組織・対応という、５つの項目でございます。

　まず、専門職とは、障がい者の福祉または権利擁護で専門知識を有する職員のことでございますけれども、こうした専門職の配置活用につきましては、１３市町村の割合でいきますと３０％のところが配置しております。それからマニュアル等の作成につきましては、４市町村９％となっております。

　相談対応チームの設置・対応につきましては、８市町村１９％となっております。庁内関係課と調整会議を組織・対応につきましては、１８市町村４２％となっております。さらに５つ目の対象分野の事業所と調整会議を組織・対応と、お答えになった市町村は、２市町村５％となっています。この調査結果からしますと、庁内関係課と調整会議を組織・対応と回答したところが最も多く１８市町村ございましたけれども、次いで専門職の配置・活用と回答したところが１３市町村となっておりました。

　専門職の活用と、ご回答をされた市町村におきまして、その専門職は、どういった資格をお持ちですかと複数回答でお聞きしましたところ、回答の多い順から社会福祉士を活用しているところが１０市町村、精神保健福祉士が６市町村、保健師が３市町村など、以下作業療法士、臨床心理士がそれぞれ１市町村という結果になっております。

　続きまして、調査事項２、啓発活動についてでございます。ここでは、障害者差別解消法の施行にあたりまして、各市町村がどういった啓発活動を行ったかということをお聞きしております。点字版では、３ページ中段から４ページ上段となります。

　啓発活動の実施につきまして、５つの選択肢から複数回答によりご回答をいただきました。選択肢が、まず講演会の実施、それから研修会の実施、広報誌による啓発、またパンフレットの作成、ホームページに掲載という５つをご用意させていただきました。

　講演会の開催につきましては、１５市町村３５％の市町村が行っておりました。研修につきましては２４市町村５６％が実施しております。広報紙については３６市町村８４％、パンフレット作成は１９市町村４４％が実施しております。ホームページ掲載は２８市町村６５％となっておりました。

　やはり、広報紙やホームページなど既存の媒体による広報の実施が多いという結果でございました。なお、これは複数回答でご回答をいただきましたけれども、８割以上の市町村が複数の手法により啓発を行っているという結果になっておりました。以上が調査事項２の啓発活動事例でございます。

　続きまして、調査事項３、障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況についてお聞きしました。この障がい者差別解消支援地域協議会というのは、障害者差別解消法第１７条に位置付けておりますけれども、その設置につきましては、努力義務という規定になっておりまして、必ず設置が義務付けられているものではございません。

　ただ、この支援地域協議会の役割りとしましては、いろいろな地域の関係機関が、差別の相談事案について、たらい回しせずに、的確な相談窓口であるとか、権限のあるところに、以下連携して差別解消に取り組むといった趣旨で設けるというものになっておりまして、大変役割りとしては重要なものであるかと考えております。この結果につきましては、今回設置の取り組みや検討状況についてお聞きしております。この地域支援協議会につきまして、新たに設置または設置を予定しているのか。また、既存の協議会を活用するのかなどの選択肢を用意しまして、お聞きいたしました。

　支援地域協議会の設置を、もう既に済んでいると、ご回答された市町村が２市町村５％。今後、支援地域協議会の設置を予定していると、ご回答された市町村が３市町村７％。合わせまして、５市町村１２％が新たに支援地域協議会を設置予定ということで、ご回答をいただきました。

　次に、既存の協議会等の活用、自立支援協議会の下に、例えば権利擁護部会みたいなものを設置いたしまして、そちらに支援地域協議会の役割りを担っていただくということを、既に設置済みというところが５市町村１２％ございました。

　また、そういった形で、既存の協議会等を活用して、そこに機能を持たせて、そういった支援地域協議会の役割りを担っていく予定だと、ご回答されたところが、４市町村９％ございました。この調査では、設置しないと、お答えになった市町村はございませんでした。ただ、検討中は、まだ２９市町村ございます。この２９市町村さんの取り組みについて、今後大阪府としても注視しながら、どういった形で地域で進めていかれるのか、また必要に応じて、先行されている市町村さんの事例とかをご紹介しながら、差別解消の体制整備が進むよう、こちらも助言等を行ってまいりたいと考えております。

　続きまして、調査事項４、障害者差別解消法第１０条に規定する対応要領の策定についてでございます。対応要領の性格は、委員の皆さまも既にご承知のことと思いますけれども、障害者差別解消法は、行政機関、国や地方公共団体に対しては、差別解消の取り組みを率先して行う立場、主体であるということから、その当該機関の職員自らが適切に取り扱うために、対応要領を策定する、この対応要領は、職員の服務規定の一環として策定するという方向性を示しております。

　ただ、この対応要領につきましては、国の機関は、法的に作成する義務はございますけれども、地方公共団体につきましては、障害者差別解消法では、努力義務となっております。

　今回、市町村さんの対応要領策定につきましての状況をお聞きした調査事項でございます。結果につきましては、点字版では５ページ中段から６ページ中段に掲載しております。

　まず、策定の有無をお聞きしたのが、（１）の調査結果になっております。策定済みとお答えされた市町村が２４市町村５６％となっております。策定予定だと、お答えになった市町村さんが６市町村１４％という結果です。

　また努力義務ということで、法的に、絶対に策定するとはなっていませんけれども、策定しないとお答えになった市町村はございませんでした。ただ、現在検討中という市町村さんが１３市町村３割ございました。

　一応、対応要領につきましては、現在、策定済み、策定予定を合わせまして、３０の市町村、いわゆる７０％の市町村さんが、策定済み、または策定予定という結果になっております。

　次に、この策定済み、策定予定と、お答えになった３０の市町村さんの策定の形態について、（２）としてお聞きしています。大阪府におきましては、知事部局、教育委員会、警察において、３本を策定しておりますけれども、市町村さんは、どういった形で策定しているかお聞きしました。

　１番多かった回答は、市町村として一体的に策定しているところが最も多く、２２市町村７３％ございました。続いて資料では、任命権者毎に策定と書いていますけれども、これは教育委員会は別で策定しているという趣旨でございまして、市町村長部局とは別で、教育委員会は別で策定しているとお答えになった市町村が２市町村ございました。

　さらに、その他とお答えになった６市町村がございますけれども、これはどういったものかと申し上げますと、市長村長部局や教育委員会のほか、交通関係の部局であるとか、水道、下水道などにおいても別途作成しているところが６市町村ございました。

　以上が、策定状況の調査結果でございます。

　それから最後に、調査事項５、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定について、市独自で条例を制定している予定があるかについて最後にお聞きいたしました。点字版では６ページ下段に調査結果を記載しております。

　調査結果でございますけれども、独自の条例を制定していると、お答えになった市町村はございませんでした。

　以上、調査結果のご報告を終わらせていただきます。

○関川会長　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか、いかがでしょう。

○委員　市町村に、かなりアンバランスがあると思うんですが、既に検討済みのところについては、特段問題ないかと思うんですが、検討中というのが、期限を切るという言い方は、大阪府がするということはできないでしょうけれども、だいたい、その市町村で、どれぐらいの規模と言うんですか、スピードで進めようとしているのかというところを、やっぱり、ここが一番気になるところなんです。

　結果として悪い言い方をしたら、検討したけれども駄目だったということだってあるし、来年度にかかるということもあるので、この辺の市町村との、府との関係みたいなところをどう進めていくのかということが課題ではないだろうかと思いますので、その辺のところを少しお聞きしたい。

　私は啓発活動ですけれども、講演と研修はどういうふうに違うのか、よく分からないんですけれども、単発的に誰か講師の方に来ていただいてやれば講演だし、持続的にいろんな分野にまたがってやれば研修なのかと思うんで、この辺の棲み分けというか、調査の仕方というのは、少し整理をしないといけないのかと思いましたので、お聞きさせていただきます。

○関川会長　相談窓口と、それから啓発活動は、１４条、１５条で義務になっており、そして支援地域協議会並びに対応要領は、することができる規定になっておりますので、義務規定の部分については、きちんと必要なことの対応は全ての市町村でしていただいており、できる規定のところで、３割ぐらいの検討中というところがございますけれども、この時期４月から施行されて、約２カ月経ったところで、まずまずの滑り出しなのではないかとも思うのですが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局　委員から検討中がまだまだ多いという点について、今後、府として、どういった関わり方をしていくのかというご質問であったかと思います。

　大阪府としましても、そこの地域で、差別解消の取り組みが、しっかりと進んでいただく、まずは、そこで、地域の市町村さんで、しっかり取り組んでいただくことが、大変重要だと考えています。

　このため大阪府のほうから、いついつまでに、こういうのをつくれとまでは、それは言えないのですが、ただ、大変重要なものだと考えておりますので、まずは、今後大阪府としては、市町村さんと一緒に何らかの勉強会なりを、また継続してやっていくつもりでございますし、いろんな場面で市町村さんとお話をする機会がございます。

　そういったところで、こういった他の市町村さんの取り組み事例等を参考にしていただきまして、もし、不十分な市町村さんにおかれましては、こうした先行されている市町村さんの事例を、参考にできるだけ着実な取り組みをしていただけるよう、強く働き掛けてまいりたいと考えております。

　それから、調査の研修と啓発の、講習会と研修の違いがといったご指摘がございました。取りあえず、この調査は個々の市町村さんの状況を、まず概観を把握しまして、今後具体的な中身をいろいろ引き続き把握していく、まず最初のキックオフとしてさせていただいた調査でございます。

　また、こちらの想定は、講演会は府民向け、市町村の講演会を想定しておりまして、研修は、もう少し具体的なテーマ、一方的な講演会という形ではなくて、もっと小さい、テーマを絞った形かと考えておりますけれども、おっしゃるとおり、講演会と研修会の違いという判断がはっきりされていないというご指摘もよくこちらも理解しております。そこにつきましては、今後、引き続き、こうした状況を把握するなかで、せっかくのこういった調査結果が、各市町村さんで参考になるように、もっと深めた調査等にも活用してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○関川会長　取りあえず、法律の求める事柄は、全ての自治体で達成していただいていて、今後、より実行あるものにするため、あるいは、府下自治体と大阪府で、協議していただいて、全体の底上げを図っていただく必要が、引き続きあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

　そのほか、ご意見は、ございますでしょうか。

○委員　市町村の取り組み、本当に取り組んでいただいて感謝申し上げたいと思います。この調査を見ますと、やはり、それぞれ市町村の市民からすると、私の市とか、私の町は、どうなのかということが、やっぱり心配になると思うんです。

　そういう意味では、この市町村の取り組み状況をまとめて出されておりますけれども、市町村別の状況は公表されるんでしょうか。あるいは、市町村の取り組みとか、市町村のご都合とかもあるでしょうから、それは公表まではいかないけれども、この協議会では提示するとか、いろんな方法があると思うんですけれども、市町村の取り組み状況が分かるということを、この協議会でも提示していただけるのかどうか、今後検討していただきたいと思います。

　これは、決して取り組みを追い込むとか、そういう意味ではないんですけれども、私は、市町村の相談窓口が、全部のところに設置されたというのは、非常に大きな意義があると思うんです。「あ、何か、これはおかしいな」と思ったら、相談に行けるんだというところができた。あるいは、事業所からしたら、これは差別になるのかと思ったときに、問い合わせができる窓口ができたというのは非常に大きいと思うんです。

　逆に、私どもも相談窓口をやっているのですけれども、相談を受ける側からしたら、どんな相談が来るのかと思って、本当に不安と、課題がどんなのかと思ったら、大変な状況だと思うんです。そういう意味で、今回やっぱり条例の中にも、大阪府が市町村と連携して取り組んでいくということは、条例でうたっておりますので、ぜひ、大阪府と市町村が、密接に連携を取りながら、困ったときには、府の広域相談員にも相談し、そのような形で連携しながら取り組んでいくというのは、非常に大事なことだと思うんです。

　そういうことに向けても、市町村の取り組み状況を、できる限り公表していただきながら、進んでいるところの取り組み、進んでいるというのは、おかしいですけれども、取り組んでいる状況を交流しながら、会長が言われましたように、全体の底上げができるような、その底上げのための議論を、この協議会でもできるように進めていただけたらと思いますので、ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

○関川会長　特徴的な取り組みであったり、先駆的な取り組みはグッドプランと言って、公表していくことがいいかもしれないですね。

○委員　今の委員と、だいたい同じような意見なんですが、今日、見させていただいて、対応要領のところで、その他で６市町村もあると、正直驚いたところでして、対応要領、それから協議会については、内閣府のホームページでも市町村がある程度書かれていたりしますので、ぜひ、市町村の名前を、どういう形かは別として、分かるようにしていただきたいと思います。

　それ以外のところについても、もちろん明らかにしていただきたいのですが、例えば啓発活動とか全部明らかにすると、ほとんどやっていないところが変に明らかになってしまって、追い込んでしまうということもあるかもしれませんので、そういうところは配慮をしていただきながらでいいんですが、できるだけオープンな形で、どこの市町村がやっているのか、分かるようにしていただきたいと思います。

○委員　やっぱり、この窓口が全部できたというのは素晴らしいと思いますし、啓発活動も、いろんなメニューはありますけれども、それぞれが工夫して進んでいるという感じが受け取れてよかったと思います。

　ただ、この調査自体が、どちらかと言うと、いつ時点のことか、あとで教えていただきたいのと、今後調査されるときに、やっぱり相談窓口に対して、どの程度の件数が来ているのか、それが広域相談員に相談を出したのが何件中何件と言いますか、それぐらいの量的なものが分かればいいなと、取りあえず希望です。よろしくお願いします。

○関川会長　はい、ありがとうございます。事務局、合わせてご回答いただけますか。

○事務局　調査結果につきましては、先ほど委員からも、お話がありましたとおり、支援地域協議会であるとか、対応要領の状況については、内閣府が別途調査、これは３月の時点の調査結果を出していますけれども、こういったことは、われわれが今回調査したのは、６月１日現在の、その後の進捗を把握するために行ったものでございます。こういった今回調査をした結果につきましては、もう少し整理をさせていただきまして、公表できるものは公表していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

　それから、最後に委員から、市町村の相談窓口の状況が、どんな感じかというお話がありました。実は、内閣府から事例の相談件数の調査が来ております。これにつきましては、府としても、各市町村窓口で、どういった相談があったかも、大阪府でも使用することになりますので、また、調査結果につきましても、ご報告できるかと考えております。以上でございます。

○関川会長　そのほか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

　それでは、今いただいた意見を踏まえて、引き続き、今後とも状況把握をしていただき、ご報告いただけるよう、お願いいたします。

　以上で、本日の議題は終了いたしますが、国の関係機関及び市区町村からの代表としてオブザーバーの方にご参画をいただいております。せっかくですので、よろしければ、それぞれの機関等において、障がいを理由とする差別解消推進に関する状況及び取り組みなどについて、可能な範囲で結構でございますので、お一人３分程度で、簡単に、ご報告いただけないでしょうか。

○オブザーバー　うちの町の状況なんですけれども、町自体の人口が、平成８年、９年には、２万７０００人ほどいたのですが、もう今は２万人になってきている状態でして、人口減少の歯止めとか、人口を増やすほうへの町全体としての、いろいろな動きをやっていますが、それでも人口減少は続きまして、もうすぐ２万を切るであろうと考えております。だから、町全体としても、収入及び財政状況は苦しいというのが、豊能町としての一番の現状です。

　それから、こちらに書いております障害者差別解消法アンケートに関してですが、豊能町の場合は、直営で、それから専門職は保健師が正職で付いています。それから、非常勤で精神保健師も付いておりますが、これは通常の他の業務も兼務という形でやっております。

　それから啓発活動なんですが、先ほど、お話が出ていましたように、３月の時点では、広報誌、パンフレット、ホームページと、たぶん回答したと思うんですけれども、豊能町の住民人権課としては、例えば人権まちづくり研修会ですとか、保護者の研修会ですとか、そういう総会を図った、多い時期でしたので、差別解消のパンフレットを配らせていただいて、簡単な説明をさせていただきました。そういう意味で、講演会、研修会という、これだけはやりますというのを、町ではできていませんが、なるべく大きな、いろんな関係団体の総会で、一人でも多くの方に知っていただこうという取り組みをしております。

　それから次ですけれども、地域支援協議会の設置につきましては、豊能町は、今あります地域支援協議会を活用したというふうに考えておりますが、現時点では、これも、お隣の能勢町さんと一緒に地域支援協議会を持っておりますので、能勢町さんとも話をしながら、今後、またやっていきたいと思っております。

　それから対応要領の件です、うちは、固く検討中と回答したんですが、これは人事部局との調整、服務規程の流れもありますし、プラス今回、障害者差別解消法に関する内容が多いと言いますか、ボリュームも含めまして、今、内部で検討はしておりますが、まだ成果物としては出来上がっておりません。

　ただ、４月以降、随時、いろんな質問、例えば、何かありませんかと、水道部局ですけれども、窓口に聞いておりますが、私は、実は４月１日に、こちらに異動して、何も分からない状態で、この法律の施行を迎えたんですけれども、今のところ豊能町では、私の知っている範囲ですけれども、目立った大きな問題は起きてないように思っております。

　今後につきましては、ここで参加して、頂きましたご意見、内容を持ち帰りまして、地元の住民地域課だけではなくて、職員全員、それから町民さん、民間業者さんに、できるだけ知っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○オブザーバー　本市の場合ですけれども、相談体制としては、障がい福祉課のほうが、基本的には相談窓口として対応しておりまして、人権部局と緊密に連携しながらやっております。

　啓発活動につきましては、もちろん広報誌、ホームページ、やっておりまして、あとは講演会としては、これからもやっていくんですが、民生委員さんへの講演会をしたり、商工会議所の総会等において、実際に講演を行っております。

　それから研修としては、障がい福祉の、私のほうの講師となって、職員向けの研修とかも、今度夏ぐらいにやる予定をしているところです。支援地域協議会につきましては、地域の自立支援協議会の中の権利擁護部会で、こちらのほうで、その役割りを担っていきたいということで、今年度の上半期中に、第１回を開催する予定で、今のところ進めているところです。

　対応要領につきましては、４月１日付けで選考を既にしておりまして、一元的に市町村が、一体的な形としてしているところです。

　そして条例のほうはよろしいですね、制定条件はないということですので、まだまだ差別解消についての相談は、実際、今のところないんです。本当に静かに始まったというのが第一印象ですけれども、こちらも虐待防止のときと同じかと思っているんですけれども、だんだんそういう法律もできて、体制もできたんだというところが広まってくる中で、相談もどんどん寄せられてくるかと思っています。

　虐待防止についての実際に対応していく中で、そういうノウハウとか、動き方というのも、ケースワークを含めてですけれども、市のほうでは、かなりできている形になっているので、それを活かしながら、差別解消のほうについても、適切に対応してまいりたいと思っているところです。以上です。

○オブザーバー　私どもは、国土交通省の出先の機関として、所管は鉄道、バス、タクシー、旅客船の所管をしております。

　私どもの取り組みとしましては、昨年１１月に国土交通省のほうで、所管事業における障がいを理由とする障害者差別解消法推進に関する対応指針というのが出ておりまして、これに基づいて、私どもは国土交通省の職員として研修会を開催して、また、先ほど申しました対応指針に基づき、事業者団体に対する研修会等、幅広く取り組んでいく予定としておりますので、今後も研修会を踏まえて、対応指針について、しっかりとつながって、知識を広めていきたいと考えております。以上でございます。

○オブザーバー　私どもは、大阪労働局でございますので、出先機関としましてはハローワークを当然所掌しております。ハローワークの中でということで、基本的には労働分野となってしまいますので、大阪労働局の中の職業対策課で労働分野を担当させていただいております。

　そこでは、基本的に事業主さんと本人さんとで、この差別解消等の雇用促進も含めて、そういったことの事案が出た場合のというところで、ご本人さんと、当然事業主さんが、一番最初に、基本的には、ご相談ということで、その中で基本的には解消していただくのが一番いいのかと。その解消が、当然できない場合は、ハローワークを通じて、各市町村から、大阪府さんから、労働局へ、当然ながら事案が上がってきまして、基本的には調停になって、その中でも調停ができない場合は、大阪労働局長の調停委員のほうを想定するということもできておりますけれども、現在、平成２８年４月以降で、法改正しても、件数的にはゼロ件でございます。

　ただ、こういった形で、ハローワークから当然出てくると、雇用に関しては、必ずハローワークを通じて解消していきたいと思いますので、皆さんのご協力がなければ、なかなかできませんので、今後もご協力のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

○オブザーバー　法務局は、国民の人権擁護に対する国の行政機関で法務省に人権擁護部分がありまして、その下部機関として、法務局人権擁護がございまして、人権擁護である活動を行っております。われわれ人権擁護機関の活動は、大きく分けまして３つございまして、１点目は、人権審判事件の調査・救済。２点目として人権相談、３点目として人権啓発がございます。人権啓発に関しましては、人権擁護機関として取り組みが求められています、主な人権課題として１７項目が数えられておりまして、その１つとして、障がいのある人の人権がございます。

　法務省の人権擁護機関としては、ノーマライゼーションの理念を一層定着させて、障がいのある人の自立と社会参加をさらに促進するためのさまざまな啓発活動を行っているところでございます。

　障害者差別解消法の施行に伴ってではないですが、重点課題で、法務局は高齢者や障がい者に対する暴行・虐待などの事案が発生しているということから、これは高齢者や、障がい者を巡るさまざまな人権問題の解決を図ることを目的に、毎年全国一斉で、高齢者、障がい者人権安心相談強化週間を実施しております。本年度につきましては、９月５日の月曜日から１１日の日曜日までの七日間、実施しておるところでございます。

　今後とも、本協議会に参加することによって、各機関の取り組み等、情報機関を使う上で、さまざまな人権擁護活動に活かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○関川会長　はい、ありがとうございました。

　オブザーバーの皆さま方におかれましては、引き続き本協議会の議論を、より実り多きものになりますように、できる限りご参加いただき、ご助言賜れればと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、本日の議事を全て終了いたしました。

　委員が来られましたので、ごあいさついただきます。

○委員　すみません、遅れまして、私の関わっている団体の記念式典があって、ちょうど隙間に駆けつけました。

　私も、この差別解消部会の会議に参加をさせていただけるということになりまして、今、私も、もう４８歳になる知的障がい、いわゆる行動障がいという息子がおりますが、子どもが、当初は、障がいが重い、学校にも行けない、養護学校にも行けないという時代から、やっと、今、町を自由に歩けるようになったと、そういう意味では、社会も大きく発展をしてきたということで、昔は、お医者さんも、なかなか、入口で、じっとしなかったら、「はい、連れて帰ってください」という時代もありましたが、今は、結構いろいろと、援助をいただいて、見ていただけるような、そういう社会になってきました。

　現実に、今の社会を、どう発展させていくかということは、私流の発想でもあるのですが、障がいの重い人というか、障がいとかそういうハンディのある人たちが本当に地域で差別なく生きていける、普通の生活で生きていく、そのために一定の支えをいただくといった課題だと思っています。

　そういうことで、私のそういう立場で皆さんとご協力ができたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○関川会長　よろしくお願いいたします。

　それでは、事務局に、マイクをお返しいたします。

○事務局　関川会長、委員の皆さま、本日の議論、ありがとうございました。本日は、委員の皆さまには、お忙しい中、ご審議を賜り、誠にありがとうございました。合議体の開催につきましては、別途事務局から、ご連絡させていただきます。また、本日の議論の中で、後程文書で、ご案内、ご連絡させていただくと申し上げて点につきましても、ご連絡させていただきます。

　また、次回の解消協議会の日程につきましては、２月を予定しております。複数の候補日をいただきまして、できるだけ多くの委員に、ご出席いただける日で開催させていただきたいと考えております。こちらも別途事務局から、お伺いさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、以上をもちまして、平成２８年度第１回大阪府障がい者差別解消協議会を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

（終了）